

高齢者の医療の確保に関する法律(抄) (報告の徴収等) 第百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者に対し、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。 3 第六十一条第三項の規定は前二項の規定による検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。 第百六十八条 健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。 一 第百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 二 (省略) 2 (省略)	退職者医療検査証 (法附則第十六条関係) 写真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
--	--

第 号 令和 年 月 日交付 厚生労働大 臣又は都道 府県知事印	国民健康保険法(抄) 附 則 (拠出金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用) 第十六条 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十三 条から第四十六条まで、第百三十四条第二項及び第三項並びに第 百五十九条の規定は、拠出金に関して準用する。この場合において、 これらの規定中「保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と 読み替えるものとする。 (支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者の医療の確保に関 する法律の準用) 第十九条 高齢者の医療の確保に関する法律第百四十条から第百五 十二条まで、第百五十四条、第百六十八条及び第百七十条第一項の 規定は、支払基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場 合において、必要な技術的読替えは政令で定める。
--	---

備考 この用紙はA列7番とし厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りすること。